

● 市側の不誠実な対応に抗議【2014年賃金確定闘争勝利！市労連幹部集会】



市労連は6日、人事委員会が7年ぶりとなる給料表と一時金引き上げのプラス勧告を行ったにもかかわらず、現時点においても具体回答を示さない市側姿勢は許されないとして、ヴィアールホールで「2014年賃金確定闘争勝利にむけた幹部集会」を開き、各単組の本部・支部役員約300人が結集した。

主催者あいさつに立った、上谷高正・執行委員長は「連年のマイナス改定と『給料月額削減措置』などにより組合員の生活は危機的な状況に陥っている。そのことを顧みない市側姿勢に強い憤りを覚える。今年の確定闘争に対する組合員の期待は大きい。引き続き勧告の完全実施をめざし市側と交渉を積み重ねていく。市労連へのさらなる結集をお願いする」と力強く訴えた。

黒田書記長は「市側は、この間の事務折衝・小委員会交渉で財政状況のみを繰り返し具体的な内容に触れていない。条例改正ギリギリの10月段階においても何も示さない姿勢は不誠実だ。今後の対応によっては新たな闘争態勢で今確定闘争を取り組む」などと訴えた。

最後に「2014賃金確定闘争勝利！早期の給与・一時金改定を求める決議（次ページに掲載）」を読み上げ満場の拍手で確認、中村寿夫・副執行委員長（水労）の団結ガンバローで集会を締めくくった。

長尾秀樹・大阪市議員（東淀川区選出）からの連帯あいさつの後、黒田悦治・書記長から基調報告が行われた。

長尾秀樹・大阪市議員（東淀川区選出）からの連帯あいさつの後、黒田悦治・書記長から基調報告が行われた。

<大人連に申し入れ>

大都市労連連絡協議会（大都市協）は6日、相模原市でブロック会議を開き、来年度の人事委員会勧告（報告）にむけた申し入れ内容を協議するとともに、同市内で開かれた大人連課長会議に申し入れを行った。内容は「人事委員会は地方公務員の労働基本権を一部制約した代償措置としての意味を持つことに鑑み、労使合意の内容、その経過、組合側の意見を十分尊重して勧告をすること」など15項目を申し入れ、人事委員会の役割と責任を認識するとともに、その実現にむけて最大限の努力を払うよう要請した。

これに対し大人連は「申し入れは承った。それぞれ委員会に持ち帰り、その内容もふまえながら、次回の勧告へむけ検討を行っていく」と答えた。

（写真 = さらなる結集を呼びかける、上谷委員長）

2014 賃金確定闘争勝利！早期の給与・一時金改定を求める決議

大阪市人事委員会は、9月25日に市長及び市会議長に対し、公民較差3・05%、12,240円、一時金0・15月分引き上げるよう7年ぶりとなる引き上げ勧告を行った。

勧告を受け市労連は、本年の大阪における景気動向及び民間企業の賃上げ状況、組合員の平均給与水準が年々低下している現状を踏まえれば、今年の勧告結果は当然との表明を行った。また、給与減額措置に対し人事委員会が、早期に解消することを望むとする一方、継続を容認するとも受け取れる内容を示していることについて、われわれが早期終了を求めてきたことからすると容認できるものでないとして、人事委員会の給与減額措置に対する姿勢を厳しく質してきた。

10月9日市労連は、市側に対して「2014年賃金確定要求」を申し入れるとともに、年末一時金についても市労連統一交渉を通じて解決することとし、連年のマイナス勧告、給与制度改革や「給料月額削減措置」などにより、組合員は厳しい状況を余儀なくされていること、さらに本年4月からの消費税増税にともない一層厳しい生活実態にあることから「給料月額の削減措置」の即時中止と早期の給料表引き上げ改定を強く求めてきた。加えて、組合員の勤務意欲の向上につながるよう、昇給・昇格改善を含めた総合的な人事・給与制度の構築と「給与制度の総合的見直し」についても安易に国に追随しないよう求めてきた。われわれの要求に対し、市側が具体的な内容に言及することなく、給料表引き上げ改定に対しても主体的態度を示さないことから、市労連として、人事委員会勧告制度が労働基本権制約の代償機関である以上、実施に向けて自主的・主体的な交渉と合意がはかれるよう市側の誠意ある対応を求めてきた。

現在、条例改正するぎりぎりの日程であるにもかかわらず市側が、人事委員会勧告を尊重するとしながらも、大阪市を取り巻く財政状況などを繰り返し述べるのみで、勧告内容の具体化に向けて何ら回答を示さない市側姿勢は決して許されるものではない。組合員の生活を顧みない市側姿勢に強い憤りを覚える。

市労連として、春の要求以降、市側が大阪市の景気動向・経済状況や、組合員の生活実態を踏まえ、市側は、使用者としての責任を果たす立場から人事委員会勧告を重く受け止め、直ちに給与改定を行うことを強く求めるものである。

現段階で市側から、給料表及び一時金の引き上げに向けた具体の回答が示されていないことは決して許されるものでなく、市労連として、労使の自主決着を前提に、市労連組合員の最大限の結集の下に、引き続き交渉体制を強化し、人事委員会勧告の早期完全実施と2014年賃金確定闘争勝利に向け、粘り強く闘うものである。

以上、決議する。

2014年11月6日

2014 確定闘争勝利！市労連幹部集会

● 市従第 98 回定期大会の主な質問内容

大会では、運動方針案、当面の闘争方針案などに対し約 10 人の代議員から質問・意見が出された。質問内容の一部は次のとおり。

【経営形態の変更・事務事業の見直し】

Q. 経営形態の変更・事務事業の見直しの市当局の考えが出されているなか、一部事務組合化は、その設立については管理運営事項であるとして当初提案以降、具体的な協議は行われないうまま今日まで至っている状況だ。一方、経営形態の変更については、大阪市会での状況も含め市側のトーンが少し変わってきているように思う。市側が実施したアンケート調査では、経営形態の変更にもなる転籍については「希望しない」と答えた組合員がほとんどで、定年まで大阪市で働きたいという組合員の思いが伝わってきた。市民サービスを低下させない、市民の安心・安全を守る、組合員の生活を守るといったことを基本に、支部として以降も取り組みを強めていきたいと考えている。

本部として、人事室との交渉強化・市会対策の強化を行っていると言われていたが、こうした状況をふまえて今後どう取り組んでいくのか。

また、横浜市では東日本大震災を教訓として、市の防災計画のなかに現業職員の必要性を明記させてきた事例がある。大阪市でも防災計画のなかに自治体の直営で働いている現業職員の任務と役割、必要性を明記させるような取り組みも必要では。

A. 経営形態の変更および事務事業の見直しは組合員の一生涯を左右する大きな問題であることから、組合員の生活と雇用を守るため、支部と連携し関係各所属の動向を注視しつつ、市会対策を強めるとともに、市従組合員の身分・勤務条件が変更される場合は労使合意を大前提に交渉・協議を行っていきます。

災害時の体制・働き方をふまえ、日常業務のなかで人・器材の確保を行いながら、刻々と変わっていく地域ニーズを一番よく知っている現場組合員の優位性を活かして NPO・地域活動協議会などとも連携し、市民にみえるような形で公助としての役割を果たしていきたい。また現場から防災にかかわる施策・政策を市政に反映していきたいと考えています。

【賃金闘争・人事給与制度】

Q. 確定闘争では、大阪市人事委員会勧告の 7 年ぶりのプラス勧告をふまえ、これまで同様に行政職に準じた取り扱いで妥結となるよう、早期の給与改定にむけ市労連とともに全力でたたかっていたきたい。1 級から 2 級への昇格改善についても、今年こそは組合員の目に見える形となるよう頑張っていたきたい。

A. 給料表の取り扱いについては従来どおり行政職に準じた取り扱いでいくと市労連で確認されています。言われた意見については市労連のなかで意見反映をさせていきたいと考えています。2015 年 4 月の給与カットの問題、1 級から 2 級への昇格改善の課題については 2014 現闘において重点課題として交渉を進めています。引き続き、さまざまな角度からの検証と追求を行っていききたいと考えています。

【雇用と年金の接続】

Q. 2013 年 3 月、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げが閣議決定され、現行制度のままでは定年後、公的年金が支給されず無収入となる期間が生じることから、各地方の任命権者に対し国の指針における雇用と年金の確実な接続の取り組みが要請されてきた。

昨年度は、再任用を希望する組合員全員が定年後も働き続けることができた。しかし大阪市立大学などでは新たな再雇用先については未知数であり、また今年10月からは病院局についても独立行政法人化することから、今後、それぞれ定年をむかえる組合員は不安を抱えている状況にある。

法人職員として定年後も働き続けることができる制度の確立は非常に重要な課題。本部の考えを。

A. 2013年4月1日から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）が「高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入している事業主は定年退職後、再就職希望者全員の雇用を確保すべき」と一部改正されました。

この間、市従は市大・病院機構に対し、雇用と年金の接続をはかるため、希望する職員全員に定年退職後の雇用確保と法人職員の職場の実態を十分ふまえた高齢者雇用制度を確立するよう求めてきました。

現在、市大については再雇用制度があり、10月1日に設立した病院機構についても再雇用制度を導入しています。今後も市大・病院機構に再就職希望退職者全員の雇用確保と高齢者雇用制度の充実と強化を求めていきます。

● さらなる世論形成を【下水・土木・建設 三支部共闘 狭山前段集会】



1963年5月1日に発生した狭山事件は、石川一雄さんが不当逮捕され51年が経過、また1974年10月31日の東京高裁・寺尾裁判長による無期懲役の差別判決から40か年をむかえた。

そうしたなか、市従下水道支部・市従土木支部・市職建設局支部の三

支部共闘会議は10月30日、狭山第3次再審闘争勝利にむけた時間外10・30前段集会をヴィアール大阪で開き、組合員約120人が参加した。

主催者を代表してあいさつに立った、高木裕之・建設局支部副支部長は「差別を見抜き、差別を許さず、差別とたたかうという基本的立場で一人ひとりが出来ることから取り組むことが大切だ。こうしたことを少しでも感じていただきながら最後まで結集をお願いしたい」と述べた。

続いて、井上明憲・建設局支部副支部長から基調報告が行われた。井上副支部長は「石川さんの無実を勝ち取るためには、まず再審を開始させなければならないが、すべての証拠を開示させるために現行の制度を変えていくといった取り組みも必要だ」と訴えた。

集会では、部落解放同盟大阪府連合会・特別執行委員の山根健二さんを招き「寺尾不当判決40か年と可視化について」と題した特別講演を受けた。山根さんは「本日、20回目となる三者協議が行われたようだが内容はまだ明らかとなっていない。この間、再審開始にむけて証拠開示の攻防が行われているなか、証拠の全リスト開示への方向性が出始めていると感じている。リスト開示がされればより確かな新証拠が見つかるはず。再審の道を開き石川さんの無罪を勝

ち取るためにも、さらなる世論形成が必要だ」と訴えた。また可視化については「法務省が今年9月に法制審議会からの答申を受け、裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件に限定してではあるが、取り調べの全過程における録音・録画を義務付けるための法改正を2015年3月頃をめざすこととしている。裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件は全事件の約2%程度に過ぎないが、今後、実施していき検証しながら膨らませていくことが大事だ」と強調した。

集会では、狭山事件の再審開始・証拠開示を求める署名を参加者から集め、山根さんに手渡した。

最後に、鈴木秀作・土木支部執行委員から「再審を実現させるためにも、これまで以上に証拠開示と事実調べを求める声を大きくしていかなければならない。国際的な証拠開示制度や国連勧告をふまえた公正・公平な証拠開示の法制化が不可欠だ」などとする集会決議を読み上げ全体の拍手で確認、高倉芳隆・下水道支部副支部長の団結がんばろうで集会を締めくくった。

(写真 = 講演する山根さん)

● “こだわり” が良い紙面に【2014 入門セミナー LESSON 1】



機関紙編集者クラブは1日、大阪産業創造館で「ワードの機能を使った機関紙づくり」をテーマに入門セミナー LESSON 1 を開き、各団体会員 20 人が参加した。

パソコン研修室で行ったセミナーでは参加者一人ひとりがパソコンを使用しながら、機関紙作成に必要な環境設定をはじめ、画面上でワードアートやオートシェイプを使った見出しデータの切り貼り、記事データのテキストボックスへの流しこみ、写真の効果的なトリミング手法などの講義を行った。



見出しではワードアートを使い、文字の線や色、地紋のデザイン、書体(明朝体・ゴシック体など)を対比させるなどの工夫をしながらメリハリをつけること、記事ではデータを流し込むためのテキストボックスの出し方をはじめ、記事を読みやすくするために文字の幅や大きさを変更するなどの基本操作、写真では紙面や見

出しの配置によって使い分ける写真の選び方と効果的なトリミングの手法など、ワードで作る機関紙技術の初歩から実践までを学んだ。

クラブの協力スタッフでセミナー講師の池口忠史さんは「良い環境・良い機械があっても機関紙はできません。これが絶対に正しいという作り方もありません。皆さんが『編集者』として本当に伝えたいことは何なのかという『こだわり』を持つことが、良い紙面をつくることにつながるのだと思います」と述べた。

(写真㊤ = 講演する池口講師、㊦ = 熱心に聞きいる参加者)

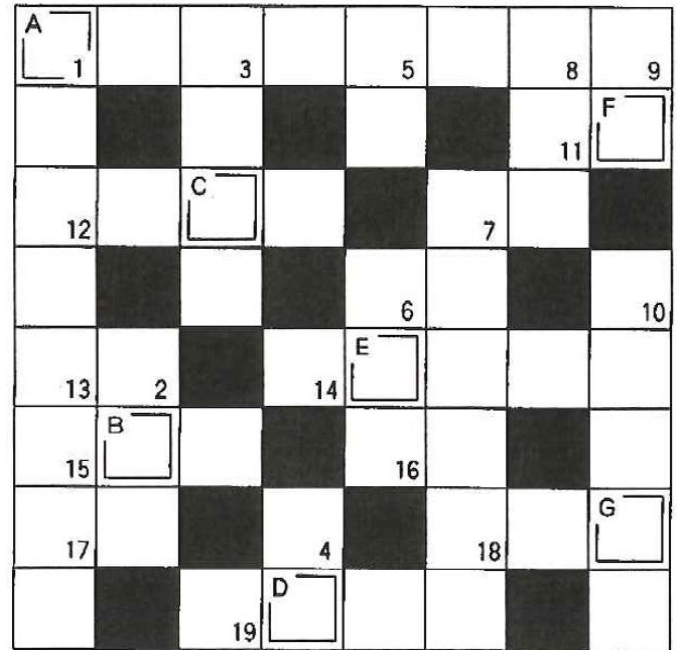
● クロスワードパズル

<タテのカギ>

- 1 石灰岩地帯にできた地下の空洞
- 2 ○○○錯誤
- 3 銀行などに預金すること
- 4 アンブレラ
- 5 えびで○○を釣る
- 6 山にぼうっとかかる、薄い雲のようなもの
- 7 周期的に熱湯を噴き出す温泉
- 8 会の進行を司る人
- 9 ○○より高い、こいのぼり♪
- 10 縦じま

<ヨコのカギ>

- 1 古いものが次第に入れ替わっていくこと
- 6 ↑↓暖
- 7 ↑↓上位
- 11 マネー
- 12 腕前のすぐれた人
- 13 油や脂肪
- 14 籠球
- 15 鬱金
- 16 ↑↓疎
- 17 金、銀、○○
- 18 植物細胞が分化して糸状になったもの
- 19 サイン、○○○○、タンジェント



■AからGまでの文字をならびかえると...

<12月10日の消印有効、当選者の発表は12月15日号で>

答えを**52円ハガキ**に明記し、住所、名前、支部名、職場名、また「最近、職場であった出来事」を記入して下記まで送って下さい。

〒550-0013 大阪市西区新町1-5-7 四ツ橋ビルディング3F301号

大阪市従業員労働組合 組織局 宛

● あふた〜ざか〜にばる

みんなの「こんな習慣は知らない」…職員同士すれ違う時は手をあげて合図…家庭での風呂に入る順番…交通安全週間というドキドキする習慣…休日は私が食事当番…休日になると私が子どもを風呂に入れる…朝のミーティング。同じことをやっても意味無し…職場の人への年賀状…100才まで介護がいない人になる習慣…年上が年下におごらないといけない習慣…年下が買い出しに行かないといけない習慣…年功序列…入れ歯の手入れ…朝のチュー…1日3回のハミガキ…他力本願…土用の丑の日…子どもの夏休みの宿題の手伝い…ヨメとムスメにテレビのリモコンを支配されています…(JOE)